

でんさいサービス機能追加 説明

(1) 債務者請求方式における記録請求期間の短縮

支払期日の3営業日前の日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

支払期日の3営業日前までを記録日(でんさい発生日)とする発生記録請求(債務者請求方式)と譲渡記録請求が可能となります。
この場合の債権者(受取人)による発生記録の単独取消と譲受人による譲渡記録の単独取消の可能期間が支払期日の3営業日前までとなります。

(注) 債権者請求方式による発生記録請求はこれまでどおり支払期日の7営業日前までとなります。

発生記録請求(債務者請求方式) 譲渡記録請求	記:電子記録日(でんさい発生日)							支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後
	7営業日前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前				
7営業日前の日に請求 単独取消期間:5日	記 ①	②	③	④	⑤	×	×	×	×	×	×
6営業日前の日に請求 単独取消期間:4日		記 ①	②	③	④	×	×	×	×	×	×
5営業日前の日に請求 単独取消期間:3日			記 ①	②	③	×	×	×	×	×	×
4営業日前の日に請求 単独取消期間:2日				記 ①	②	×	×	×	×	×	×
3営業日前の日に請求 単独取消期間:1日					記 ①	×	×	×	×	×	×
2および1営業日前の日に請求 単独取消期間:不可						×	×	×	×	×	×

変更なし

新たに可能となる期間

(2) 債権金額下限の引下げ

1円から発生記録請求および譲渡記録請求が可能となります。

	2023年1月9日まで	2023年1月10日より
発生記録請求	1万円以上100億円未満	1円以上100億円未満
譲渡記録請求(分割含)		